

## 二宮町火災予防規則の一部を改正する規則（案）

二宮町火災予防規則（昭和43年二宮町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「法第8条の2の2第1項」を「消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の2第1項」に改める。

第4条第2号中「消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第23条」を「法第23条」に改める。

第7条の2を第7条の4とし、第7条の次に次の2条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第7条の2 条例第42条の4第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第42条の4第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第7条の3 条例第42条の4第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、町ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- （1）前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- （2）前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- （3）その他消防長が必要と認める事項

別表第2中「危険物の規制に関する規則」の次に「（昭和34年総理府令第55号）」を加える。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

### 一 関係法令の経過措置（昭和30年法律第101号）

昭和30年法律第101号（労働組合法）第10条第1項第2号の「労働組合法第10条第1項第2号の労働組合」とあるのは、昭和30年法律第101号の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日以後に労働組合法第10条第1項第2号の労働組合とあるものを指す。

### 二 関係法令の経過措置（昭和30年法律第102号）

昭和30年法律第102号（労働組合法）第10条第1項第2号の「労働組合法第10条第1項第2号の労働組合」とあるのは、昭和30年法律第102号の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日以後に労働組合法第10条第1項第2号の労働組合とあるものを指す。

昭和30年法律第102号（労働組合法）第10条第1項第2号の「労働組合法第10条第1項第2号の労働組合」とあるのは、昭和30年法律第102号の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日以後に労働組合法第10条第1項第2号の労働組合とあるものを指す。

### 三 関係法令の経過措置（昭和30年法律第103号）

昭和30年法律第103号（労働組合法）第10条第1項第2号の「労働組合法第10条第1項第2号の労働組合」とあるのは、昭和30年法律第103号の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日以後に労働組合法第10条第1項第2号の労働組合とあるものを指す。

二宮町火災予防規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(町長が定める防火対象物の点検基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の基準により、<u>消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)</u>第8条の2の2第1項に規定する点検を実施したときは、その結果を防火対象物点検票(第1号様式)に記載し、省令第4条の2の4第3項に規定する報告書に添付するものとする。</p> <p>(がん具用煙火の消費制限の場所)</p> <p>第4条 条例第26条第1項に規定するがん具用煙火の消費に際し、火災予防上支障ある場所は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第23条の規定に基づく、たき火又は喫煙の禁止区域</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(町長が定める防火対象物の点検基準)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の基準により、<u>法第8条の2の2第1項に規定する点検を実施したときは、その結果を防火対象物点検票(第1号様式)に記載し、省令第4条の2の4第3項に規定する報告書に添付するものとする。</u></p> <p>(がん具用煙火の消費制限の場所)</p> <p>第4条 条例第26条第1項に規定するがん具用煙火の消費に際し、火災予防上支障ある場所は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)</u>第23条の規定に基づく、たき火又は喫煙の禁止区域</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)</p> <p>第7条の2 <u>条例第42条の4第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第42条の4第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されてい</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ないこととする。</u></p> <p><u>(公表の手續)</u></p> <p><u>第7条の3 条例第42条の4第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、町ホームページへの掲載により行う。</u></p> <p><u>2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地</u></p> <p><u>(2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)</u></p> <p><u>(3) その他消防長が必要と認める事項</u></p> <p>(防火対象物使用開始の届出)</p> <p><u>第7条の4 (略)</u></p> <p>別表第2</p> <p><u>(略)</u></p> <p>(※注) 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第18条第1項第3号及び第5号の例によること。</p>	<p>(防火対象物使用開始の届出)</p> <p><u>第7条の2 (略)</u></p> <p>別表第2</p> <p><u>(略)</u></p> <p>(※注) 危険物の規制に関する規則第18条第1項第3号及び第5号の例によること。</p>